安城七夕まつり公式キャラクターきーぼーの利用に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、安城七夕まつり公式キャラクター「きーぼー(以下「キャラクター」という。)」 のイラスト(イラストから製作した立体物を含む。以下同じ。)並びに写真および動画(以下「写真等」という。)を利用する際に必要な事項を定め、もって安城七夕まつりのPR、 市産品の販路拡大、市の産業振興等に寄与することを目的とする。

(イラスト及び写真等の利用に関する権利)

- 第2条 イラストの利用に関する一切の権利は、安城七夕まつり協賛会(以下「協賛会」という。) に属する。
 - 2 写真等の利用については、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権の制限 に該当する場合を除き、原則として許諾しない。ただし、前条に規定する目的の実現に特に 効果があると認められる場合は、この限りではない。

(イラスト及び写真等の利用許諾)

- 第3条 イラストを利用しようとする者(以下「利用申請者」という。)は、あらかじめイラスト の利用許諾(以下「利用許諾」という。)申請を行い、協賛会の利用許諾を受けるため、協 賛会事務局に申請しなければならない。
 - 2 前項の規定にかかわらずイラストの利用が次の各号に該当する場合には、この限りではない。
 - (1) 国又は地方公共団体が使用する場合。
 - (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合。
 - (3)報道関係機関以外(機関紙や地域広報紙など)で、協賛会が、その使用目的を前号に準ずるものと認めた場合。
 - (4) きーぼーが出動するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物を作成する場合。
 - (5) その他、協賛会が別に定めた場合。
 - 3 前条第2項ただし書に規定する写真等の利用については、第2項の規定を準用する。この場合、第2項および第6条から第20条までの各規程にある「イラスト」は「写真等」に読み替えるものとする。

(利用申請者の制限)

- 第4条 協賛会は、前条の規定にかかわらず、利用申請者が、次の各号のいずれかに該当する者の 場合は、その登録を行わないものとする。
 - (1)役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるもの。
 - (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその事業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められるもの。
 - (3) 事業者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しく

は運営に実質的に関与している法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。) に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関 与していると認められるもの。

- (4) 事業者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しく は運営に実質的に関与している法人等と密接な関係を有するもの。
- (5) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行うもの。
- (6) 協賛会の信用又は品位を害すると認められる行為を行うもの。

(利用許諾の申請)

- 第5条 第3条第1項の規定により、利用許諾を受けようとするものは、「キャラクター使用許諾申請書」(様式第2号) に関係書類を添えて、協賛会に提出しなければならない。
 - 2 協賛会は、利用申請者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(利用許諾の手続き)

- 第6条 協賛会は、前条第1項の規定により利用許諾申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。 なお、この場合、協賛会はイラストの利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。
 - 2 協賛会は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、「きーぼー利用許諾書」(様式第3号) により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

(利用許諾の制限)

- 第7条 協賛会は、前条の規定にかかわらず、利用許諾申請者のイラストの利用が次の各号のいず れかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。
 - (1) 法令および公序良俗に反するものと認められる場合。
 - (2) 安城七夕まつりのPRという趣旨に反する恐れがある場合。
 - (3) 安城七夕まつりの信用又は品位を害するものと認められる場合。
 - (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合。
 - (5) 第三者の利益を害するものと認められる場合。
 - (6)特定の個人、団体、法人又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行う恐れがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合には、この限りではない。
 - (7) イラストの利用によって誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められる場合。
 - (8)「きーぼー」のイメージを損なう恐れがあると認められる場合。
 - (9) イラストの著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がイラストの立体物と認められない場合。
 - (10) その他、協賛会がイラストの利用が適当でないと認められる場合。

(利用者の遵守事項)

- 第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) イラストの利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
 - (2) イラストの利用にあたっては、利用許諾を受けた内容に限ること。
 - (3) 利用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
 - (4) 第6条の規定により利用許諾を受けた者は、著作権者の表示および利用許諾番号(「© 2011 安城七夕きーぼー●●● (●●●●には、協賛会が「キャラクター使用許諾申請書」で個別に指定する、井から始まる利用許諾番号を記載する。以下同じ。)」又は「◎

2011anjo tanabata.kiibou●●●」)を、利用許諾を受けた対象物又は当該対象物の包装等(以下「利用対象物等」という。)に必ず行うこと。ただし、余白がない場合等、表記が困難な場合は協賛会と協議の上、省略できるものとする。

- (5) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等には販売者、 製造者又は製作者の名称と連絡先を明示すること。
- (6) 第三者利用対象物等の製造棟を委託する場合は、その委託先との間で、利用許諾を受けた個数以上の製造等が行われないように義務付ける契約を利用者の責任で行い、数量管理を徹底すること。
- (7)当該利用許諾に係る利用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。ただし、 完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合の提出物については、協賛会が別に指 示する。
- (8) 協賛会が行う売上調査その他の照会に応じること。
- (9) その他各種の法令を遵守すること。

(利用料)

第15条 イラストの利用料については、当分の間、無料とする。

(利用許諾の取消等)

- 第16条 協賛会は、利用許諾を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾を取り消すことができる。
 - (1) 提出した「キャラクター使用許諾申請書」の内容に虚偽のあることが判明した場合。
 - (2) 第4条第1項又は第7条第1項の各号のいずれかに該当するに至った場合。
 - (3) 第8条の遵守事項に違反した場合。
 - (4) その他利用許諾の継続が不適当であると認められた場合。
 - 2 前項の規定により利用許諾の取り消しを受けた者は、利用対象物等に利用許諾取消の日からイラストを利用することはできない。
 - 3 協賛会は、利用許諾の取り消しを受けた者に対して、利用許諾の取り消しを受けた利用対象物等について回収等の措置を請求することができる。
 - 4 協賛会は、前二項の規定により、利用許諾を受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
 - 5 協賛会は、第1項の規定により利用許諾の取り消しを受けた者が、その取り消し後に行った利用許諾申請について、必要と認める期間、当該利用許諾を行わないことができる。
 - 6 協賛会は、利用許諾を受けずにイラストを利用した者が行う利用許諾の申請について、前項の規定を適用することができる。
 - 7 前二項に定める協賛会が必要と認める期間は、第5項の規定については取り消しの日から、 第7項の規定については協賛会が事実を確認した日から起算して、最長10年間とする。

(利用の非独占性等)

第17条 この規定による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラスト を利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について協賛会 が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第18条 協賛会は、この規定による利用許諾の申請およびイラストの利用の実施に係る経費又は 役務を負担しない。

(賠償責任等)

- 第19条 協賛会は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の 責任を負わない。
 - 2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を 負い、協賛会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
 - 3 利用者は、イラストの利用に際して故意又は過失により協賛会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協賛会に賠償しなければならない。
 - 4 協賛会は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第20条 協賛会は、イラストの適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及 び利用許諾の取り消し状況について情報を公開することができる。

(事務)

第21条 この規定に関する事務は、安城商工会議所が行う。

(その他)

第22条 この規定に定めるもののほか、イラスト及び写真等の利用に関し必要な事項は、協賛会が別に定める。

(附則)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。